

オオバナミズキンバイを持ち帰らないで

外来水生植物「オオバナミズキンバイ」は、南湖の琵琶湖岸で生育域を急速に拡大し、琵琶湖の生態系への影響が心配されています。

平成26年6月には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に指定され、**栽培や保管、運搬などが禁止**されました。

草津市域においても、烏丸半島の岸辺を中心として、湖岸全体で繁茂が確認されています。

持ち帰ったり、ほかの地域で放ったりしないでください。

オオバナミズキンバイ 繁茂の様子



(H26.8 烏丸半島)



夏期に直径約5cmの黄色い花が咲きます。



(H26.7 帰帆島中間水路)

外来生物の被害を予防するには

もともと日本にいなかった外来生物は、私たちの生活に大変身近なものとなっています。外来生物のなかには、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。

一方で、定着（帰化）している・していないに関わらず、地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもあります。外来生物被害予防の三原則は、「入れない、捨てない、拡げない」です。

市民の皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。

その他、これまでに湖岸で見つかった特定外来生物の水草の例

ナガエツルノゲイトウ



節から根を出しながら横に這う
直径 12-16 mmの白くて丸い花

ミスヒマワリ



高さ 0.5~2m以上
直径 6-10 mmの白くて丸い花

ポタンウキクサ



出典:環境省 HP

草津市環境経済部環境政策課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL 077-561-2341 FAX 077-561-2479

E-mail kankyo@city.kusatsu.lg.jp